

[事案 23-4] 契約転換無効確認請求

・平成 23 年 7 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

養老保険の一部を転換した際、満期時には転換前と同額の満期保険金が受取れるとの説明があったとして、転換を無効とし元の契約に戻してほしいと申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 19 年に、昭和 56 年に加入した養老保険の一部を減額して、医療保険に転換したが、募集人から、満期時には、転換契約が転換前契約（養老保険）に戻り、転換前契約の減額前と同額の満期時受取額になるとの説明を受け、そのように誤信して転換手続を行った。一部転換を無効とし転換前の契約に戻してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、本件転換手続について適切な説明を行っており、申立人の主張するような虚偽の説明はしておらず、申立人の請求に応ずることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張は、詐欺による取消し（民法 96 条 1 項）、錯誤による無効（民法 95 条）を主張するものと解し、申立書、答弁書等の書面にもとづき、審理した。

審理の結果、下記のとおり、本件申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

(1)虚偽説明の有無

虚偽説明についての申立人と募集人の主張は異なることから、どちらの言い分も直ちに認定することはできないが、本件は提案書を用いて勧誘がなされたことが認められる。

提案書には、本件転換手続により、養老保険は、満期時受取額が減額になることが具体的金額とともに記載されており、また、「もう一方のご契約は、保険金額・解約返戻金・保険料等が減少したうえで継続します」とも記載されていて、満期時受取額が減額されることの記載はあるが、満期時受取額が転換前契約の金額に戻るような内容を説明した記載はない。

保険商品は形のないものであり、勧誘するにあたっては、募集人は説明資料に則して説明するのが一般的といえ、その記載から明らかな事柄について、その記載と異なる説明をすることは通常考えられない。申立人が提出書面で述べる以外に、説明資料を使用しなかったと認めることができる特段の証拠もないことから、募集人は、資料を使用し、その内容に則した一通りの説明を行ったと認めることができる。

なお、申立人は、満期時受取額を減額してまで、本件転換手続を行うほどのメリットはなく、虚偽説明があったために本件転換手続を行った旨を主張するが、転換後契約の保障内容をみると、満期時受取額を減額するのに見合わないとはまではいえないので、申立人の

上記主張をもってしても、募集人の虚偽説明を認定することはできない。

(2) 本件転換手続を無効とする法的根拠の成否

募集人に虚偽説明の事実が認められない以上、募集人による欺罔行為も認めることはできず、詐欺による取消しは認められない。

また、申立人に錯誤の存在を認めることは困難だが、仮に錯誤が認められ、それが要素の錯誤に当たるとしても、申立人には、錯誤に陥ったことにつき重大な過失があったと言えるので、申立人から無効を主張することはできない。

【参考】

民法95条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。